

一般社団法人 GOLD 日本委員会 会員に関する規定

2012年10月9日制定

2012年11月27日 2012年度 第1回通常理事会（設立時理事会）にて承認

（目的）

第1条 この規定は、一般社団法人 GOLD 日本委員会定款（以下「定款」という。）第6条第2項および第7条、第8条、第9条の規定に基づき、一般社団法人 GOLD 日本委員会の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会員の種類）

第2条 定款第6条第1項に規定する会員の種類は、正会員、賛助会員、名誉会員の3種とする。

2 賛助会員は、プラチナ会員、ゴールド会員、シルバー会員、ブロンズ会員の4種類とする。

（資格の取得）

第3条 当法人の正会員および賛助会員になろうとするものの提出する入会申込書は、別記様式第1および第2とする。

（入会金及び会費）

第4条 正会員および賛助会員は、入会時に年会費を納入し、以降毎年年会費を納入しなければならない。名誉会員は免除するものとする。

2 年会費は次のとおりとする。

- | | |
|------------|--------|
| (1) プラチナ会員 | 300万円 |
| (2) ゴールド会員 | 100万円 |
| (3) シルバー会員 | 50万円 |
| (4) ブロンズ会員 | 10万円 |
| (5) 正会員 | 2,000円 |

3 年会費の有効期間は、当該年度末までとする。

(賛助会員の特典)

第5条 各会員は、次の特典を有する。

(1) プラチナ会員

- ① 一般社団法人 GOLD 日本委員会の事業展開にあたって、最優先の権利を与えるものとする。
- ② 一般社団法人 GOLD 日本委員会の事業計画検討にあたって、理事会に参考意見を述べることができる。
- ③ 一般社団法人 GOLD 日本委員会との共催事業を優先的に企画・実施することができる。
- ④ 一般社団法人 GOLD 日本委員会ホームページのトップページ上に企業名もしくは団体名を掲載の上、リンクを設置することができる。
- ⑤ 一般社団法人 GOLD 日本委員会が関連学会等において出展する展示ブース等に企業名もしくは団体名を表示できる。
- ⑥ 一般社団法人 GOLD 日本委員会の作成する啓発資材ピンバッジを600個(年間)の無償提供が受けられ、また GOLD リボン応援団シンボルマークおよび最新の啓発小冊子の印刷データを各社の啓発資材に使用することができる。その他の啓発資材の利用については「一般社団法人 GOLD 日本委員会啓発資材の配布、利用について」を参照。

(2) ゴールド会員

- ① 一般社団法人 GOLD 日本委員会の事業計画検討にあたって、理事会に参考意見を述べることができる。
- ② 一般社団法人 GOLD 日本委員会との共催事業を優先的に企画・実施することができる。
- ③ 一般社団法人 GOLD 日本委員会ホームページのトップページ上に企業名もしくは団体名を掲載の上、リンクを設置することができる。
- ④ 一般社団法人 GOLD 日本委員会が関連学会等において出展する展示ブース等に企業名もしくは団体名を表示できる。
- ⑤ 一般社団法人 GOLD 日本委員会の作成する啓発資材ピンバッジを200個(年間)の無償提供が受けられ、また GOLD リボン応援団シンボルマークおよび最新の啓発小冊子の印刷データを各社の啓発資材に使用することができる。その他の啓発資材の利用については「一般社団法人 GOLD 日本委員会啓発資材の配布、利用について」を参照。

(3) シルバー会員

- ① 一般社団法人 GOLD 日本委員会の事業計画検討にあたって、理事会に参考意見を述べることができる。
- ② 一般社団法人 GOLD 日本委員会の作成する啓発資材ピンバッジ100個(年間)

の無償提供が受けられ、また GOLD リボン応援団シンボルマークのデータを各社の啓発資材に使用することができる。その他の啓発資材の利用については「一般社団法人 GOLD 日本委員会啓発資材の配布、利用について」を参照。

(4) ブロンズ会員

- ① 一般社団法人 GOLD 日本委員会の作成する啓発資材ピンバッジ 10 個（年間）の無償提供が受けられ、また GOLD リボン応援団シンボルマークのデータを各社の啓発資材に使用することができる。その他の啓発資材の利用については「一般社団法人 GOLD 日本委員会啓発資材の配布、利用について」を参照。

(退会)

第 6 条 社員および各会員が退会する際に提出する退会届は、別記 様式第 3 とする。

2 前項の場合、既納の年会費は返還しない。

(改廃)

第 7 条 本規定の改廃は、社員総会の決議を経て決定する。

(補則)

第 8 条 本規定の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

【附 則】

- 1 本規定は、当法人の設立登記日（平成 24 年 10 月 9 日）から施行する。
- 2 2016 年 6 月 21 日改定
- 3 2017 年 6 月 26 日改定

別記 様式第1

一般社団法人GOLD日本委員会 入会申込書

年 月 日

貴会の趣旨に賛同し、正会員として入会いたします。

ご芳名	
e-mail	
連絡先	<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅 (どちらかにチェック)
勤務先	
所属	
勤務先ご住所	
電話番号／FAX	
自宅ご住所	
電話番号／FAX	
(法人使用欄)	理事会承認日 年 月 日

別記 様式第 2

一般社団法人GOLD日本委員会 入会申込書

年 月 日

貴会の趣旨に賛同し、賛助会員として入会いたします。

会員区分	<input type="checkbox"/> プラチナ会員 300 万円 <input type="checkbox"/> ゴールド会員 100 万円 <input type="checkbox"/> シルバー会員 50 万円 <input type="checkbox"/> ブロンズ会員 10 万円
ご芳名	
代表者名	
ご担当者名	
ご担当者所属部署	
ご住所	
電話番号	
F A X	
e-mail	
(法人使用欄)	理事会承認日 年 月 日

別記 様式第 3

一般社団法人GOLD日本委員会 退会届

年 月 日

一般社団法人 GOLD 日本委員会代表理事 殿

届出者氏名 _____ 印

会員区分

正会員

賛助会員 (プラチナ会員・ゴールド会員・シルバー会員・ブロンズ会員)

下記の理由により一般社団法人 GOLD 日本委員会を退会したいのでお届けいたします。

記

1 退会理由

2 退会年月日 年 月 日